

ODRの実装に向けた諸課題

司法書士

山田茂樹 Shigeki Yamada

I はじめに

ODRは、近年、社会的実装に向けた動きが活発化しようとしている¹。

このような現況において、筆者が所属する日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）では、ODR実施主体として2回にわたるODRの実証実験を行ってきた²。

そこで、本稿では上記実証実験で得た経験等も踏まえ、今後ODRを実装するに当たり、主に、司法書士（会）をODRの実施主体とする場合の諸課題を抽出し、各課題に対するさしあたっての私見を述べていきたい。

なお、本稿における意見に当たる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が所属する組織の意見を表明するものではない。

II ODR実施主体としての視点

1 目指すべきODRのデザイン

ODRの実装に際しては、その目指すべきODRのデザインを確定することが重要である³。本稿の執筆に当たり、いま一度原点に帰し、「ODRの実装」に向けて留意すべき項目を抽出するために、マンドラートを作成してみたものが「図表1」である⁴。マンドラート

1 法務省は令和4年8月に「ODR推進会議」を設置している。また、法務省「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」(2022年3月)は、「我が国はなおODRの黎明期にある」とした上で、ODRの推進目標として「短期目標」を「民間事業者のODRへの参入を支援しながら、まずは、一人でも多くの国民に、ODRを知ってもらい、使ってもらい、その利便性等を実感してもらうことにより、ODRの推進基盤を整える。」、中期目標を「機能、デザイン等の面で世界最高品質のODRを社会実装し、スマホ等の身近なデバイスが1台あれば、いつでもどこでもだれでも紛争解決のための効果的な支援を受けることができる社会を実現する。」としている。

2 第1回目(相談フェーズ及び調停フェーズ)を令和2年12月4日から令和3年5月31日の期間にわたり実施している。具体的な内容については、法務省「ODR推進検討会(第10回)(令和3年6月30日開催)」(資料5)を参照されたい。(https://www.moj.go.jp/housei/adr/housei09_00116.html)

第2回目(主に調停フェーズ)を、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社が提供するクラウド型プラットフォーム「Smart Judgement(スマートジャッジメント)」を用いて、令和4年1月14日から令和4年3月31日の期間にわたり実施している。第2回目のプレスリリースについては以下を参照されたい。(https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/02/379b808577a893a9a66aab1d948ceeee.pdf)

3 ODRのデザインの検討に当たっては、ICODR(International Council for Online Dispute Resolution)の「ICODR Standards」で示された項目(アクセス、説明責任、効率性、機密保持、公平性、公正/中立、法的観点、安全性、透明性)も参考になるだろう。詳細は一般財団法人日本ODR協会のウェブサイトを参照されたい。(https://japanodr.org/2020/02/28/odrstandards/)

その他、渡邊真由「紛争システムデザインとODR(Dispute System Design)」仲裁とADR17号などを参照。上記は、ODRを紛争解決機関として導入する際には、DSD(Dispute System Design)の観点から制度全体の構想の検討をし、その後採用するツールを検討することが望ましい旨を指摘する。

4 マンドラートの作成は、とにかく81マスを埋める必要があるため、その項目には到底実現性がないもの、荒唐無稽な内容が含まれたり、他のマスとの矛盾をはらむものなどが発生し得る。しかしながら、思考を硬直化させず、思いつくままにマスを埋めていくことで柔軟な発想がうまれるなど、今後の方向性の検討に際して作成する意義はあるように思われる。